

小沢氏は「不起訴不当」

07年報告書分で検察審

小沢一郎民主党前幹事長の資金管理団体「陸山会」の土地購入をめぐる収支報告書虚偽記入事件のうち、2007年報告書分を審査していた東京第1検察審査会は15日、政治資金規正法違反の疑いで告発され、2月に不起訴となった小沢氏について「不起訴不当」とする議決を公表した。

―関連記事2・25面に

「陸山会」土地購入事件



小沢 一郎
前幹事長

議決は8日付で、「上下関係からみて秘書が独断でなし得るとは考えられな

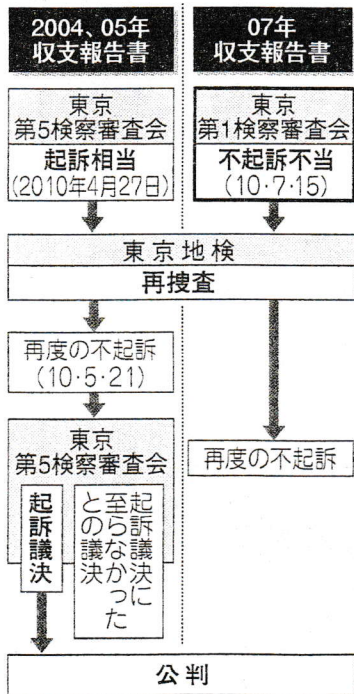
い」と指摘。04、05年分を審査した東京第5検察審査会が4月に出した「起訴相当」とは結論は異なるが、小沢氏のこれまでの説明に対する国民の強い不信が反映されたといえそうだ。また議決は、小沢氏らを

あらためて聴取するよう求めたが、検察側は「必要な捜査は終わった」としており、近く不起訴とする見通し。小沢氏起訴の可能性があるのは04、05年分に絞られた。しかし、第5検審は2回目の議決を8月以降に先送りする公算が大きく、9月5日を軸に調整が進められている民主党代表選後になる可能性も出ている。議決は、元秘書の衆院議員石川知裕(37)、池田光智(32)両被告いずれも規正法違反の罪で起訴が「報告書の提出前に原案を示して説明し、小沢先生の決

裁を得た」と供述した点を重視。小沢氏事務所側は「裏献金」を提供したとされる水谷建設関係者の供述については「具体的で信ぴょう性は

かなり高い」と判断。「本件の動機に重大なかわりがあると思われる」と指摘した。さらに、規正法の趣旨に触れ「政治家自身が『公開された内容を知らなかった』などと言って責任を免れることを許さない制度を構築すべきだ」と異例の発言をした。審査員は計11人。「起訴相当」の意見が8人に至らず、6人以上が「起訴相当」か「不起訴不当」だった場合、議決は不起訴不当となる。不起訴不当は起訴相当と異なり、検察が不起訴にした時点で事件は終了する。東京地検特捜部は2月、借入金4億円を04年分報告書に、返済金4億円を07年分報告書に記入しなかったなどとして石川被告ら元秘書3人を起訴。04年と05年分、07年分の不起訴処分は別々に出された。

今後の流れ



小沢氏事務所側は「裏献金」を提供したとされる水谷建設関係者の供述については「具体的で信ぴょう性は